

いしかわ まちづくり View

No. 41

目次

■特集	あなたの大切な人を守るために耐震改修をしてください ～耐震改修促進の取組み～	…1
■	あのまち、このまち“まちづくりめぐり”	
	都市計画道路 小松駅前線「れんが花道通り」の完成（小松市）	…4
	金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業の完成（金沢市）	…5
	米泉県営住宅外壁等改善事業について（金沢市）	…6
■	まちづくりの動き	
	都市計画制度の見直しについて（能美市）	…7
■	センターだより	…8



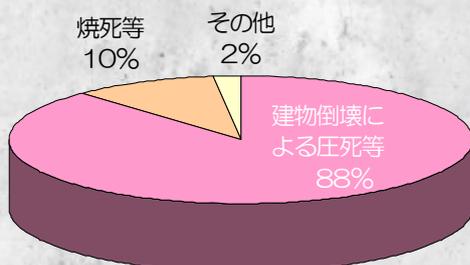
特集

あなたの大切な人を守るために耐震改修をしてください

～耐震改修促進の取組み～

1. 耐震化の必要性

阪神・淡路大震災（平成7年1月震度7）では、9万棟を超える住宅が全壊し、6,400人を超える死者が出ました。その被害者の9割（約4,800人）は住宅の下敷きなどにより命を奪われたことが分かっています。さらには、倒壊した建築物等は、火災が発生したり、避難路をふさぎ、救助や消火の妨げになり、がれきの発生により被害の拡大を招きました。



●阪神・淡路大震災での被害状況

まちの防災機能を向上し、地震に強いまちづくりをする上での基本単位が建物の耐震化であり、その多くを占める住宅の耐震化により、居住者の生命・財産を守ると同時に、まち全体の被害を軽減することが出来ると言えます。

また、阪神・淡路大震災では、昭和56年以前に建てられた建築物の被害が大きいことも分かっています。

これは、昭和56年6月より建築基準法で新しい耐震基準が施行されたため、その基準は現行の耐震基準に近いものであり、それ以前に着工した建築物は、現在の基準に比べて耐震性が低いと考えられます。



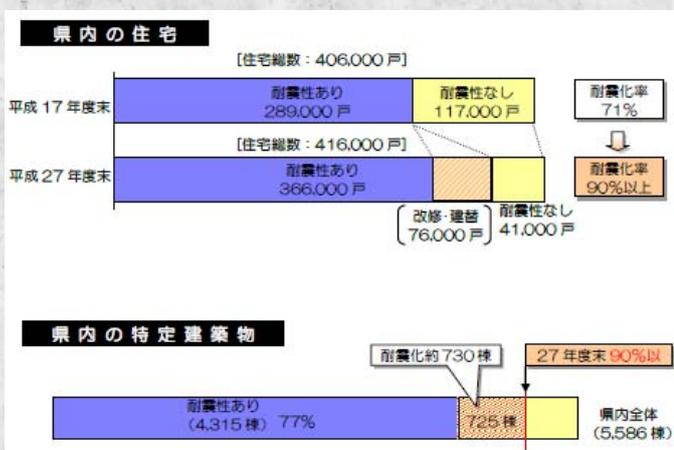
●阪神・淡路大震災での被害状況

石川県においても、平成19年3月に発生した能登半島地震により約600棟の住宅が全壊し、2,600人を超える方々が避難を余儀なくされました。

有感地震回数が全国的に最も少ない地域であることから、「石川県では大きな地震は起こらない」と思われていたことは、根拠のない思いこみであり、東日本大震災のように、いつどこで巨大地震が起こるかわからない以上、耐震性のない建物の耐震化が一日も早く望まれます。

2. これまでの取組み

県では平成19年6月に「石川県耐震改修促進計画」を策定し、住宅及び多数の方が利用する特定建築物の耐震化率とともに平成27年までに90%とすることをしました。



平成7年度より県独自で耐震診断の補助を行っていましたが、耐震化の目標を達成するために、平成19年度より、耐震改修補助をする市町への間接補助を、平成20年度より、耐震診断をする市町への補助を開始し、全市町において耐震診断、耐震改修への補助制度が整備されました。能登半島地震が発生したこともあり、以前より耐震診断、耐震改修ともに件数が伸びました。

3. 新たな取組み ～耐震診断無料化～

補助件数は増えたものの、平成27年までに耐震化率90%を達成するためには、さらに耐震化を進める必要があることから、最終目的である耐震改修を促すためには、まず住宅の耐震性能を把握してもらうことが第一と考え、平成24年度より「簡易耐震診断制度」を導入することとしました。

基本プラン

自己負担なしで簡易耐震診断を受けることができます。

〈要件〉床面積200㎡以内の在来木造住宅で現況図面があるもの

※ 診断を行った木造住宅耐震診断士の費用は公共が負担します。

+

追加プラン

- 床面積が200㎡を超えるもの
- 現地調査を行うもの
(現況図面なし又は住宅所有者が希望する場合)

追加料金により診断を受けることができます。

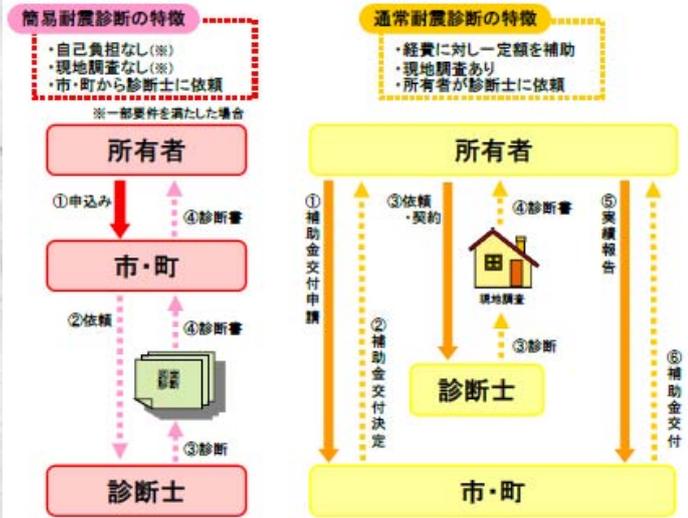
※ 追加料金の自己負担額は各市町により異なります。

これまでの耐震診断は、住宅の所有者が耐震診断士に耐震診断を依頼し、補助申請も自ら行う必要があり、診断終了後、実績報告することで補助金を受け取るという流れでしたが、簡易耐震診断制度では、住宅の所有者が、図面を用意して市町の窓口へ診断の申請をすると、市町から診断士へ診断を依頼し、診断が終わると、申請者へ診断結果が送られることとなり、申請者にとっては、

- ① 診断の自己負担が不要(一定の条件を満たす場合)
- ② 診断士を自ら探す必要がない

といったメリットがあり、耐震診断に対する金銭的、心理的ハードルが低くなるものです。

木造住宅の耐震診断 フロー図



この制度の導入により耐震診断件数は倍増し、耐震改修工事も増加しました。平成25年7月現在で、11市町が簡易耐震診断制度を導入済みで、今後も導入市町が増えるよう働きかけを行っているところです。

4. 今後の取組み

今年度は、これらの制度を普及させるために、市町と県がそれぞれPRの強化を図っています。

PRの具体的取組み

- ・リフォーム工事を行う事業者や、町内会等への出張説明会の開催
- ・テレビ、ラジオ、新聞等マスコミを利用したPR
- ・防災訓練や防災イベントでのPR
- ・耐震化の必要性や、改修方法、改修費用などを分かりやすく解説したパンフレットの作成

特に、高齢の住宅所有者は、耐震改修の意欲が低いことから、離れて暮らす子世帯に、大切な家族を守っていただくような取組みをしたいと考えています。

5. 最後に

「ご自身のお住まいはもとより、離れて暮らす親御さんの住宅が昭和56年5月以前に建築されているのであれば、あなたの大切な人を地震の被害から守るために、まずは耐震診断を行ってください！」(PRパンフレットから引用)

まちづくりを担う皆さまが、まず率先して耐震診断をしてください。安全安心のまちづくりのための最低限の使命と考えてください。

簡易耐震診断を行っている市町

小松市、加賀市、羽咋市、白山市、かほく市、能美市、野々市市、川北町、志賀町、宝達志水町、能登町

耐震改修補助制度 (各市町によって異なります。)

補助率 1/3～最高2/3

補助限度額 40万円～最高130万円

木造住宅耐震改修支援制度

あなたの大切な人を守るために

耐震改修をしてください

近年顕著する大地震から身を守るためには、住宅の耐震化が非常に重要です。昭和56年5月以前に建てられた住宅の多くは耐震性が低いと考えられます。ご自身のお住まいはもとより、離れて暮らす親御さんのお住まいが、昭和56年5月以前に建てられているのであれば、あなたの大切な人を地震の被害から守るために、まずは耐震診断を行ってください。

現在、無料(※)で耐震診断を行うことができますので、お住まいの市町担当窓口にご相談ください。

※一部市町を除く。別紙参照

石川県

【問い合わせ先】石川県土木部建築住宅課

TEL :076-225-1777

又は各市町建築担当窓口

都市計画道路 小松駅前線「れんが花道通り」の完成

1. 事業の背景

小松市の中心市街地を通る都市計画道路小松駅前線（通称「れんが花道通り」）は、JR小松駅にアクセスする主要な道路であるとともに、駅前の中心商店街へのエントランスロードとして重要な役割を担っています。

これまで、郊外型の大型店舗の進出などにより、商店街の活力低下が深刻化してきたことから、市街地の空洞化に歯止めをかけ、賑わいの創出を図るため、平成10年度より街路整備に着手しました。現況は一方通行であり、小松駅や商店街へのアクセスが悪かったため、道路拡幅を行い両方向通行化、歩行者の安全性や快適性を高める歩道整備、街なかの景観向上を図る無電柱化などの整備を進めてきました。



2. 事業概要

事業箇所：小松市土居原町～龍助町

事業期間：平成10年度～24年度

延長幅員：L=250m, W=18m

(車道 3.0m×2, 歩道 4.0m×2)



整備前後の沿道状況

3. 整備の特徴

地元や市が進める沿道の建物壁面にレンガを用いた統一感ある景観形成の取り組みにあわせて、歩道にはレンガ調のタイルやガス灯風の街路灯、停車帯にはレンガ模様の舗装を施すなど、建物と道路が融合したレンガ基調の風格ある街なみづくりを行いました。また、三日市および八日市商店街との交差点部には、行き交う人々の交流拠点となる円形広場（花道広場「よろっさ」）を設置しました。広場の整備にあたっては、こまつ曳山交流館「みよっさ」との調和を図り、歌舞伎調のデザインとしました。



整備後の全景

4. おわりに

平成25年5月11日に「小松駅前通りまちづくり協議会」の主催により、事業の完成を祝う会が盛大に執り行われ、鏡開きや子ども太鼓の演奏など、多くの人で賑わいました。今後、小松駅前線でのまちづくり活動が小松市の賑わいの創出と活性化に大きく貢献できるものと期待しております。



列席者による鏡開き

子ども太鼓の演奏

【問合わせ先】

石川県土木部都市計画課 街路・都市交通G

TEL :076-225-1758

E-mail:gairo@pref.ishikawa.lg.jp

金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業の完成

■ 計画決定から36年

金沢駅から鼓門をくぐると、近江町市場がある武蔵ヶ辻方面へ向かう一本道、金沢駅通り線が見えます。この道をつくり新しいまちを築くために計画された事業が、金沢駅武蔵北地区市街地再開発事業です。

昭和51年11月の都市計画決定から36年、県都金沢の玄関口を魅力あふれるまちに、昭和から平成の激動期にゆっくりと時間をかけて実現してきました。



■ 平成25年度まちづくり月間

まちづくり功労者国土交通大臣表彰を受賞

国土交通省では、現在のまちづくりの根幹となる都市計画法が公布された日にちなみ、毎年6月を「まちづくり月間」とし、住民の積極的な参画のもとに創意工夫を活かした魅力あるまちづくりを顕彰しています。

今年度のテーマは、歩いて暮らせるまちづくりです。再開発ビルが並ぶ歩道には、まちなか彫刻と用水のせせらぎを配し、市民や観光客が楽しくまち歩きできる安らぎの空間を演出しています。ビルの高層部には379戸の住宅を供給し、今年3月に完成したやわらぎ金沢には、元気なお年寄りが住まいするケアハウスもあり、朝夕散策する姿が見られます。都市機能を集積したコンパクトなまちに、これからも息を吹き込むことへの期待がこめられ受賞できたと思っています。



■ 今後のまちづくりを考える協議会が発足

5つのビルには、店舗、事務所、クリニックのほか、国際交流施設やパスポートセンター、福祉関係の施設が入り、複合ビルとして多くの人々が利用しています。

また、高層ビルとこれをつなぐ長く広いアーケードがある都市景観から一歩足を踏み込むと、町家が軒を連ね、一昔前の懐かしい雰囲気が広がります。最近では、町家を改修して、工芸ギャラリーやビストロ、和食処などのオープンが相次ぎ、若い世代が行き来する小路の様変わりしてきました。



アーケードの夜間景観



町家を利用し居酒屋に改修

歴史文化が連綿と受け継がれ、藩政期からのまちなみが残る金沢駅前を、対話を重ねながら丁寧に進めてきた再開発事業。まちの骨格が整った今だからこそ、行動すべきことがあるはずとの声が上がリ、今年4月に、住民や事業者による金沢駅通り線周辺まちづくり協議会が発足しました。地域が一体となり、地域にある資源を最大限に活用し、まちの魅力を高める活動を展開していくこと、さらには、北陸新幹線の金沢開業にあわせ、おもてなしの心をもって人が行き交い楽しめるまちづくりを進めていくことをテーマに、新たなコンセプトを定め様々な取り組みを加速していくことを始めています。

■ 新たな再開発と地域住民活動

本市の再開発事業による都心軸形成は、昭和30年代に建物の近代化が行われた片町・香林坊地区の防火建築帯造成事業に遡ります。ビルの老朽化率が高い片町地区周辺では、片町A地区再開発事業の本格化にあわせ、周辺の商店街や町会等がスクラムを組み、金沢片町まちづくり会議を設立し、まちの再生に向けてハードソフト両面から取り組むこととしています。

【問合わせ先】金沢市都市整備局市街地再生課

Tel 076-220-2675

E-mail: shigaichi@city.kanazawa.lg.jp

米泉県営住宅外壁等改善事業について

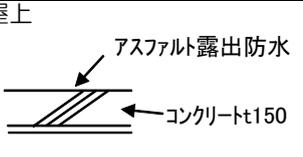
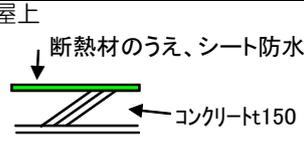
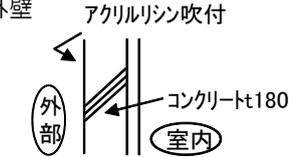
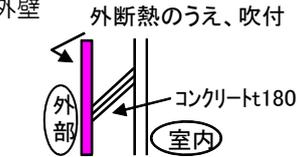
■ 外壁等改善事業の背景

米泉団地は、昭和 57 年度に建設された鉄筋コンクリート造、地上 3～5 階建、5 棟 88 戸の団地です。建設後 25 年以上が経過し、外壁や屋上防水の劣化が著しいため、平成 21 年度より数年に分けて順次改修を行い、平成 24 年度に全棟が完了しました。

■ 外壁等改善事業の効果

外断熱型の断熱改修をすることで、躯体コンクリートが外気温からの影響を受けにくくなり、温度変化に伴うひび割れ等の劣化を防止することができるため、これによる耐用年数の延長が期待できます。

また、断熱性能の向上による居住機能の向上も期待できます。改修工事前後において室内温度の測定を行った結果としては、外気温と比較して、夏季で約 1.5℃の温度上昇の抑制、冬季で約 2.2℃の温度低下の抑制ができており、居住機能の向上が見られました。

既存断熱仕様	改修後断熱仕様
<p>屋上</p> <p>アスファルト露出防水</p> <p>コンクリートt150</p> 	<p>屋上</p> <p>断熱材のうえ、シート防水</p> <p>コンクリートt150</p> 
<p>外壁</p> <p>アクリルリシン吹付</p> <p>コンクリートt180</p> <p>外部</p> <p>室内</p> 	<p>外壁</p> <p>外断熱のうえ、吹付</p> <p>コンクリートt180</p> <p>外部</p> <p>室内</p> 

— 改修イメージ —

■ 今後の方針

今後は、1970～1990 年代に大量供給された県営住宅ストックの更新時期を迎えます。早期に建て替えるものと、計画的な改修により長寿命化するものとに判別し、建替時期の平準化を図ることで建替事業を可能にするなどして、引き続き、住宅セーフティネットの確保に努めてまいります。

- 平成 21 年度 3 号棟、5 号棟
- 平成 22 年度 1 号棟
- 平成 23 年度 2 号棟
- 平成 24 年度 4 号棟



— 配置図 —

【問合わせ先】石川県土木部建築住宅課

TEL :076-225-1777

E-mail:kenjuu@pref.ishikawa.lg.jp



— 3号棟(改修前) —



— 3号棟(改修後) —

都市計画制度の見直しについて —能美市—

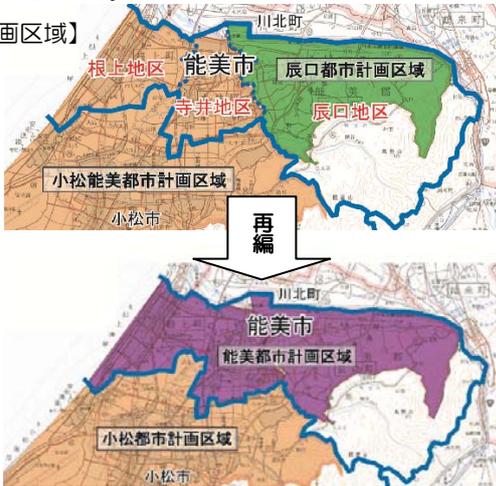
■見直しの背景

能美市では、平成17年2月の合併後も、根上・寺井地区と辰口地区にそれぞれの都市計画区域が定められており、土地利用制度も異なっていました。

そのため、市として一体の都市計画となっておらず、両地区間の土地利用上に格差が生じていました。

そこで、根上・寺井・辰口地区を『能美都市計画区域』として統一し、一体の都市として市街地と田園部の均衡ある発展、優良農地の保全、行政の効率化を図るため、都市計画（土地利用）の制度を見直すこととしました。

【都市計画区域】



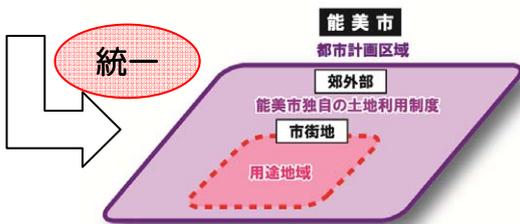
■都市計画制度の統一

根上・寺井地区は、区域区分（線引き）を廃止します。用途地域は継続します。

辰口地区には、新たに用途地域を指定します。

加えて、用途地域以外の地域に能美市独自の土地利用制度を導入します。

【都市計画制度】



■能美市独自の土地利用制度

用途地域以外の地域における無秩序な開発や建物用途の混在を防止するため、市の条例（能美市の適正な土地利用に関する条例）により、『開発』と『建物用途』を規制・誘導します。

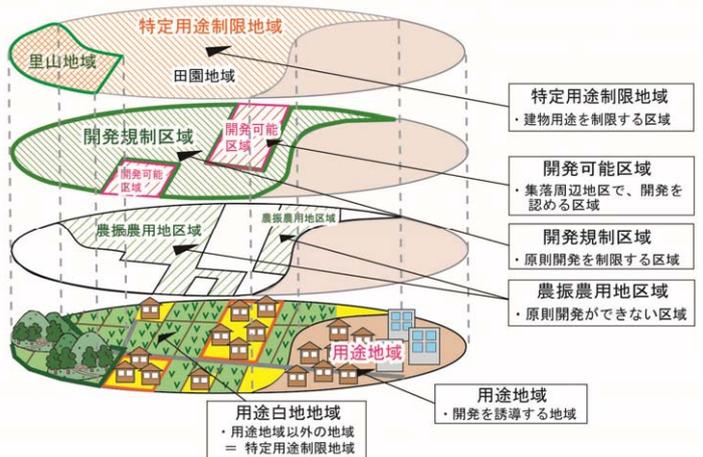
・開発の規制・誘導

無秩序な開発を防止するため、開発事業を認める区域（開発可能区域）と規制する区域（開発規制区域）を指定します。

・建物用途の規制・誘導【特定用途制限地域】

建築物の混在を防止するため、適切な建物用途を誘導する地域（田園地域、里山地域、幹線道路沿線地域）を指定します。

【土地利用制度概念図】



※幹線道路沿線地域は区域が限定されるため表示していません。

■おわりに

本年8月2日より、市条例が施行となり、新たな制度の運用が始まります。

本市のまちづくりの目標である「市街地と田園部の均衡ある能美市独自の共生型土地利用」を推進し、土地の適正かつ合理的な利用を実現するため、秩序ある土地利用の展開に努めていきます。

【問合わせ先】能美市産業建設部都市計画課

TEL :0761-58-2252

E-mail:toshikei@city.nomi.lg.jp

センターだより

『(公財)いしかわまちづくり技術センター』は今年度もまちづくりに関する様々な事業を展開する予定です。ここでは、今年度予定している事業についてご案内します。

まちづくり情報の提供

○まちづくりライブラリー

・まちづくりや都市計画の専門図書 約 800 冊
・閲覧・貸出を行っております。図書一覧については、ホームページに掲載されております。お気軽にお立ち寄り下さい。

○いしかわまちづくり View

県内のまちづくり情報紙を発行します。
(ホームページ掲載)

まちづくりの啓発・普及活動

○まちづくり専門家の派遣

・まちづくりの講習会などに講師を派遣します。
・講師の旅費・謝金の一部を助成します。

○我（和）がまちづくり

(いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業)

・風土、食、伝統をテーマとした継続的なまちづくり活動を支援します。今年度は 5 件のまちづくり活動に助成します。

○いしかわこどもの未来創造まちづくり事業

・子どもたちがまちづくりを知り、学ぶための活動を支援します。今年度は 4 件のまちづくり学習に活動に助成します。

○まちづくりリーダー研修会

・各事業で助成した団体の活動報告と意見交換会を開催します。

○まちづくりに関する研修の開催

・都市計画・まちづくりに関する研修会を開催します。

○街並み・まちづくりシンポジウム

・今年度は 10 月に輪島市での開催を予定しています。

まちづくり支援業務の受託

県や市等から公共事業に係るまちづくり協議会の運營業務を受託し、まちづくりに関する調査、計画等の立案を行っております。



▲ こどもの未来創造まちづくり事業



▲ 我(和)がまちづくり事業



▲ 専門家の派遣



▲ まちづくりリーダー研修会



▲ シンポジウムの開催支援



▲ まちづくり支援

編集後記

今回はまちづくり View の特集としては異色のタイトルにはなりますが、耐震改修促進の取組みについて特集しました。本誌を通じて当制度を知った方もいらっしゃるのではないのでしょうか？自分の住んでいる地域が制度の対象となっている方におかれましては、ぜひこういった制度を有効利用して頂き、また近隣の方に広く周知して頂くことにより、一人一人の防災意識の醸成、災害に強いまちへと繋がっていくのではないかと思います。

当センターでは、皆様が行なっているまちづくり事業を広く共有すると共に、様々な支援業務を行なっておりますので、是非お気軽にお問い合わせ下さい。

編集協力：石川県(都市計画課・建築住宅課)・金沢市・能美市

発行：(公財)いしかわまちづくり技術センター

TEL 076-232-2255 FAX 076-232-2532

HP <http://www.machisen.jp/>

発行日：平成 25 年 8 月